



近江学園運営方針

令和8年4月1日

🎯 基本方針（使命）

「障害のある子どもたちの地域生活の実現」

卒園後の地域生活を見据えた入所支援、地域の子どもが自分らしく地域生活を継続するために必要な支援を行う

🎯 重点方針



権利擁護

意思決定支援等により、子どもたち一人ひとりが自分らしく主体的に生きる力を身につけられるよう支援



コミュニケーション支援

表出・理解コミュニケーションを推進し、児童と周囲の相互理解と共感を醸成

📄 4つの柱

1 一人ひとりの確かな成長を支える支援



コミュニケーション支援

PECS等による意思疎通手段の獲得

重点



権利擁護と意思決定支援

感情コントロール・適切な意思表示の支援

重点



多様性に応じたケア

発達や特性に応じた支援でQOL向上



心身の健康管理

医師・看護師・栄養士による統合的支援

2 地域での育ちを支える支援



権利擁護の実現

衣食住が整い安心安全な生活環境の提供

重点



家族とのつながり再構築

児童と家族の交流をアセスメント、関係修復支援



里親制度の活用

家庭生活経験と特定の大人との関係構築



レスパイトケア

保護者の疲労・疾病時の一時的な支援

3 滋賀県の障害児支援の発展に向けた取り組み



コミュニケーション重視の連携

関係機関との情報共有と協調体制構築

重点



関係者会議の実施

年1回、入所児童全員の情報共有と進路確認



地域ネットワーク構築

福祉施設・相談支援・行政・学校の連携体制



地域との交流

ワークショップ、催事参加、作品展示販売

4 人材育成



コミュニケーション支援の推進

係横断的な内部組織編成とスーパーバイズ体制

重点



専門性の向上

行動障害、発達障害、アタッチメント研修



法令遵守と資質向上

根拠のある業務遂行と県職員としての育成



チームアプローチ

心理的安全性が守られた風通しの良い職場